知っ得情報!

消費生活 第103回

レスキュー商法に注意！

低価格表示に要注意！ レスキューサービスにおける落とし穴

事例

トイレの水漏れ、鍵の修理、害虫の駆除など日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」におけるトラブルが増加しています。

トイレが詰まり、ネット広告に「数百円から」と表示されていた事業者に連絡し来てもらった。数分作業をしたが詰まりが解消されず、追加の作業が必要だと次々と提案され、仕方なく作業を了承した。最終的に約五十万円の請求をされ、現金で支払えば値引きすると言われたので、その場で支払った。よく考えると、あまりにも高額なので返金してほしい。

トラブルに遭わないために

- インターネット広告の金額表示をうのみにしない。
- 請求された金額に納得できない場合は、その場で支払いをしない。
- トラブルが発生した場合に、安心して修理を依頼できる事業者を事前に調べておく。

解約や返金について事業者とトラブルになった場合は、早急に消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～午後4時
☎52－7974

富山県消費生活センター高岡支所
（高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ5F）
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前8時30分～午後5時
☎25－2777

消費者ホットライン　☎188

年金だより

学生納付特例はどんな制度？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。大学生などの学生は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます（修業年が1年未満の課程など対象とならない学校もあります）。

納付猶予期間のメリット

○受け取る際の年金額には反映しませんが、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

○病気やけがで障害が残ったとき障害基礎年金などを受け取ることが可能になります。

申請の流れ

①紙による申請または電子申請が可能です。紙による申請の場合は市役所または年金事務所に備え付けの申請書に、学生証の写し（両面）、または在学証明書（原本）を添付して申請してください。電子申請の場合はマイナポータルから年金の手続きを利用して申請が可能です。

②紙による申請の提出先は、住民登録している市区町村窓口です。

③申請後2、3か月で**承認**または**却下**通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。**却下**通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。

※申請は過去2年1か月分まで遡ることができます。令和7年度の申請は令和7年4月1日から受付けます。

※現在、承認されている方で、令和7年度も在学期間と確認できた方には、更新の案内がハガキ形式の申請書または電子データで送付されます。

※学生納付特例制度には**所得制限**があります。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。追納額は当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされたものです。

問合せ先

保険年金課
☎51－6628

高岡年金事務所
☎21－4180
（音声案内②→②番）

▲日本年金機構ホームページはこちら